

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（間接補助金）に係る補助事業者（執行団体）の公募について（公募要領）

平成 29 年 12 月 26 日
環境省地球環境局
総合環境政策統括官G
環境再生・資源循環局
水・大気環境局
自然環境局

※ 本公募は、平成30年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付の決定を受けて事業を実施する者（間接補助金の執行団体）の公募を行います。

応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として採択された場合には、各事業の交付要綱及び実施要領に従って手続等を行っていただくことになります。

また、採択された際には、政府が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」について、可能な範囲でご協力いただく可能性があります。

公募要領目次

I. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助事業者の公募について

1. 補助金の目的
2. 定義
3. 補助金の内容について
4. 補助事業者の採択について
5. 採択における評価項目について
6. 応募の方法について

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助事業の完了について
4. 留意点

I. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助事業者の公募について

- ※ 本公募は、平成30年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。
- ※ 本公募では、複数の事業を同時に公募するため、各事業の内容については、環境省ホームページの「公募情報」に掲載される事業ごとの資料を参照いただくようお願いいたします。(URL: <http://www.env.go.jp/guide/kobo.html>)
- ※ 今回公募対象となっている事業の一覧は「平成30年度公募対象一覧」をご参照ください。

1. 補助金の目的

この補助金は、二酸化炭素排出対策事業費等補助金を財源として給付金を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、各事業の交付要綱等で定める事業目的の達成に資することを目的としています。

2. 定義

本公募における用語の定義は、以下のとおりです。

- ① 間接補助事業
各事業の交付要綱等で定める事業をいいます。
- ② 間接補助事業者
間接補助事業を行う者をいいます。
- ③ 補助事業
間接補助事業者に対して間接補助事業に要する経費を補助する事業及び当該事業に必要な事務をいいます。
- ④ 補助事業者
補助事業を行う者をいいます。
- ⑤ 補助金
本公募の対象である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金をいいます。
- ⑥ 間接補助金
補助事業者が国から交付を受けた補助金を財源として、間接補助事業者に対して交付する補助金をいいます。

3. 補助金の内容について

(1) 平成30年度予算額（案）

各事業別の補助金の予算額（案）及び事務費の上限額（補助事業の事務を行うために必要な経費）については、「平成30年度公募対象一覧」のとおりです。

(2) 補助事業者

非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に定める一般社団法人・一般財団法人）その他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されること

となる法人を除く。)のうちから、1法人を補助事業者として採択します。(採択の詳細については4.を参照。)

※ 応募段階では、非営利型でない一般社団法人・一般財団法人も応募することが可能ですが、補助事業者として採択された場合には、その採択の日から2週間以内に非営利型に移行していただく必要があります(応募書類においては、その見通しを示してください。)。移行されなかった場合は採択を取り消します。

(3) 補助事業期間

原則として単年度とします(平成31年3月31日まで)。

ただし、「二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業」にあつては、3カ年の事業期間とします(平成33年3月31日まで)。

(4) 補助事業の経理等

補助事業に関する経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。

また、帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。

(5) 概算払

補助金のうち概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとし、支払時期については環境省と協議の上、請求できるものとします。ただし、概算払に当たっては財務省との協議を要するため、必ずしも希望に添えない可能性があります。

① 事業費

間接補助事業者に対して支払う間接補助金として必要な額

② 事務費

事務に要する費用の支払に必要な額

(6) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業者が行う間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣に報告するものとします。

また、補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、環境大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとします。

(7) その他

(1)から(6)に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領において、補助事業及び間接補助事業の詳細について定めますので、必ずそれに従って補助事業を遂行してください。

4. 補助事業者の採択について

(1) 一般公募を行い、採択します。

(2) 応募者より提出された応募書類について、書面審査及び評価委員会による審査を行います。

評価委員会は、書面審査を通過した応募書類について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業者に係る応募書類審査の手順について（別添１）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表（別添２）に基づき厳正に審査を行い、補助事業者を採択します。なお、採択に当たり、評価委員会での指摘事項等を踏まえて、補助事業の実施に関する条件を付すことや、事業実施計画書の内容の変更を指示することがあります。

5. 採択における評価項目について

補助事業者の採択における評価項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

(1) 書面審査における評価項目

- 必要な内容が記載されているか。
- 必要書類が添付されているか。

(2) 評価委員会における評価項目

① 補助事業の実施

- 補助事業を実施するための具体的な取組内容が適切であるか。
- 間接補助事業の指導監督を実施するための具体的な取組内容が適切であるか。

② 実施体制と事務費用の適正性

- ①に関する事務を適切に行うために必要かつ適正な体制を整えられているか。また、国より交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分して適正に管理できる体制を整えられるか。
- ①を公正かつ透明性を確保して行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。
- ①を行うに当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。
- ①に関する事務を行うために要する費用の内訳は適正かつ合理的か。
- ①に関する事務費の適切な執行のための取組は適正かつ合理的か。

③ 法人自体について

- 法人の定款と補助金の目的との整合性
- 補助金による事業を通じ公益を達成しようとするということについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。
- 適切な会計経理の処理がなされており、平成２５年１月１日から平成２９年１２月３１日までの間に官公庁又は会計検査院の是正の指摘を受けた場合、その是正及び再発防止に向けた措置を講じているか。

6. 応募の方法について

(1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類を、公募期間内に持参又は郵送により環境省に提出してください。提出物は、宛名面に「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（かっこ書きで事業名を記載） 応募書類」と赤字で明記してください。

※ 複数の事業をまとめて郵送いただく場合には、事業ごとに束ねるなど、応募書類が郵送中に散逸しないようご注意ください。

(2) 公募期間

平成29年12月26日（火）から平成30年2月13日（火）17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募に必要な書類

・ 応募申請書【様式1】

（法人の定款、法人の概要が分かる説明資料、過去2決算期の事業報告及び決算報告（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）。法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告）、平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められた場合には、その概要及び是正の措置内容並びに再発防止に向けた措置内容が分かる資料の写しを添付してください。）

・ 事業実施計画書【様式2】

（様式に従い、補助事業の実施に関する計画を記載してください。）

・ 事務費用内訳【様式3】

（様式に従い、補助事業に関する事務を行うために要する費用の見込みを記載してください。）

② 提出部数

①の書類（紙）を7部。合わせて、(7)に記載するe-mailアドレスあてに、電子データを送付してください。なお、電子データは、(a)様式1～様式3をPDF化してひとつのファイルに統合したファイル及び(b)様式1～3のword形式のデータ(docxやdoc形式)のデータの両方を送付してください（環境省のサーバの都合上、1メールあたりで受信できる容量は5Mを目安としてください）。電子メールは受信後環境省から受領の確認メールを返信します。

なお、添付書類である法人の定款、法人の概要が分かる説明資料、過去2決算期の事業報告、決算報告（又は事業計画（案）及び収支予算（案））、平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められた際のその概要及び是正の措置内容並びに再発防止に向けた措置内容が分かる資料の写しについては、書類（紙）のみの提出で差し支えありません。

(4) 提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課 特別会計第2係
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（公募期間内必着のこと）。

(6) 説明会の開催

補助事業に係る説明会を以下のとおり開催しますので、本補助事業に応募する場合は本公募要領を持参の上必ず出席してください。

説明会に参加される方は、平成30年1月10日（水）12時まで（必着）に、「平成30年度間接補助金公募説明会参加登録」と明記し、氏名、連絡先（電子メールアドレス、電話番号、FAX番号）、職業（ご所属、役職）を記入の上、（7）の連絡先までメールまたはFAXでご登録ください。なお、参加者多数の場合は1団体につき出席者を1名に制限する場合があります。

日 時：平成30年1月11日（木）13時30分から

場 所：環境省第1会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎5号館22階）

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課

FAX：03-3580-1382

E-Mail：TOKUKAI@env.go.jp

○ 受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メール又はFAXの件名は、「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（かつこ内に事業名を記載）に関する質問」としてください。

(8) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、評価委員会を開催します。

公募締切 平成30年2月13日（火）17時



応募書類の審査



評価委員会



補助事業者の採択



交付申請書の提出

(採択された者は、辞退する場合を除き、予算額の範囲内で交付申請書及び添付書類を提出してください。)



交付決定



補助事業の実施

※補助事業者の採択は平成30年度当初予算の成立が前提となるものです。

Ⅱ. 留意事項等について

1. 基本的な事項について

補助金については、平成30年度当初予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

採択された補助事業者は、平成30年度当初予算の成立後、補助金の交付申請書を環境大臣あて提出していただきます（申請手続等は各事業の交付要綱を参照願います。）。

(2) 交付決定

環境大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、当該契約の契約日は交付決定日以降となりますので注意してください（補助金交付決定日以前に契約等を行った経費は、原則として補助金交付の対象外となります）。

3. 補助事業の完了について

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を環境大臣あて提出していただきます。

4. 留意点

(1) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者は無断で、環境省において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

(2) エネルギー対策特別会計により実施した事業の検証・評価の実施

環境省では、エネルギー対策特別会計により実施した事業の二酸化炭素削減効果の検証・評価等を実施しており、その実施に当たって必要となる資料等の提供を求める場合があります。

(3) その他

上記のほか、必要な事項は各事業の交付要綱及び実施要領に定めますので、参照してください。

【様式1】

平成 年 月 日

環境省●●●●局（部）長 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（●●●●事業）に係る
補助事業者応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書
2. 事務費用内訳
3. 法人の定款
4. 法人の概要が分かる説明資料
※法人登記簿（写）や概要パンフレット、設立趣意書等
5. 過去2決算期の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
※ 申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告
6. 平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められた際の概要及び是正の措置内容並びに再発防止に向けた措置内容が分かる資料の写し

（担当者欄）

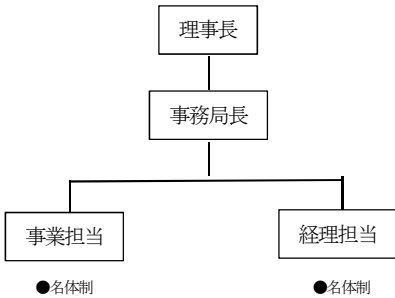
所属部署名：
役 職 名：
氏 名：
T E L：
F A X：
E - m a i l：

【様式2】

事業実施計画書

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載してください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示してください。）
法人の目的	
主な活動	
年間の収支予算	※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可）
概算払希望有無	※補助事業者として選定された後、補助金の概算払を希望するかを記載して下さい。また、初回の支払希望時期（●月頃）を記載して下さい。
法人の種類	※非営利型一般社団法人・一般財団法人等の法人の種類を記載してください。一般社団法人・一般財団法人のうち応募申請段階で非営利型に移行していない法人については、補助事業者として採択された場合には、その採択の日から2週間以内に非営利型に移行する具体的な見通しを記載してください。
本事業への応募理由	※補助金への理解度についても記載してください。

1. 補助事業の実施	
1. (1) 補助事業を実施 するための具 体的な取組	※応募しようとする事業の実施要領等に基づく補助事業の具体的な取組内容を記載してください。 ※間接補助金交付先の審査に係る審査項目・内容等に関する信頼性の確保手順等（審査書類の作成手順、チェック体制等）について具体的に記載して下さい。
1. (2) 間接補助事業の 指導監督を実施 するための具 体的な取組	※間接補助事業者を採択後、間接補助事業の指導監督の方法についての具体的な取組内容を記載してください。 ※過年度に交付した間接補助事業についても監査等を行うことがありますので、指導監督の具体的な取組内容の記載にあたってはこの点も留意して記載してください。

2. 実施体制と事務費用の適正性	
2. (1) 補助事業に関する事務を適切に行うための体制	※補助事業の実施体制が明らかとなるように体制図により明示した上で、補助事業の実施に係る役割分担を具体的に記載して下さい。 ※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。 ※国より交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分し、適正に管理できる体制が整えられているかについても記載してください。 (記載例)  <pre> graph TD A[理事長] --> B[事務局長] B --> C[事業担当] B --> D[経理担当] C --- E((●名体制)) D --- F((●名体制)) </pre>
2. (2) 補助事業を公正かつ透明性を確保して行うための体制	※環境省では補助事業実施期間中に執行団体への監査を行っています。これらの監査（会計検査院への受検対応も含む）への対応に係る体制や方針について記載してください。

2. (3) 補助事業を行うに当たっての法令遵守及び情報セキュリティを確保するための体制	※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。
2. (4) 補助事業に関する事務を行うために要する費用の合理性	※本項目では、補助事業に関する事務を行うために要する費用について、様式3に記載した費目ごとに積算の考え方を記載して下さい。その際、合理的・経済的に執行する方策について明らかになるように記載をして下さい。 ※内訳については、様式3に記載してください。

2. (5) 補助事業に関する事務費の適切な執行のための取組	①人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制について、具体的な取組を記載して下さい。 特に、複数の業務を兼務する職員については具体的な考え方等を記載して下さい。 ②時間外勤務の上限（月・年単位）の考え方と承認に要する体制等を記載して下さい。
3. 法人自体について	
3. (1) 法人の定款と補助金の目的の整合性	※法人の定款に定められた目的と補助金の目的との関係を記載して下さい。
3. (2) 補助金による公益の達成性	※補助金の執行を通じて法人の定款に定める目的にどのように貢献を図り、公益を達成するのかを記載して下さい。 ※ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無を記載してください。 ※環境省で推進している「COOL CHOICE」への賛同状況を記載して下さい。
3. (3) 平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院による、不適切な会計経理の処理等の指摘	※左記の期間において官公庁又は会計検査院より不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがある場合には、是正を求められた年月日、官公庁等の名称、その概要と指摘に対して講じた是正措置内容及び再発防止に向けた措置内容を記載してください。

事務費用内訳

(単位：円)

必要経費の項目	経費の見積額
(記載例)	
【人件費】	
人件費	事務局長 x, xxx, xxx 円 × ●名 = x, xxx, xxx 円 事業担当 x, xxx, xxx 円 × ●名 = x, xxx, xxx 円 経理担当 x, xxx, xxx 円 × ●名 = x, xxx, xxx 円 計 xx, xxx, xxx 円
【業務費】	
諸謝金	審査委員会 xx, xxx 円 × ●名 = xxx, xxx 円 計 xxx, xxx 円
旅費	公募説明会 xx, xxx 円 × ●名 = xxx, xxx 円 現地調査 xx, xxx 円 × ●名 = xxx, xxx 円 計 xxx, xxx 円
消耗品費	消耗品費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
印刷製本費	印刷製本費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
通信運搬費	通信運搬費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
光熱水料	光熱水料 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
使用料及賃借料	事務所家賃 xxx, xxx 円/月 × 12ヶ月 = x, xxx, xxx 円 ※事務所賃料を計上する場合には、㎡あたり単価を記載して下さい。
会議費	会議費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
役務費	役務費 xx, xxx 円 × ●式 = xxx, xxx 円
その他必要な経費	※事業の性質上、特に必要となる経費はその他必要な経費に具体的に計上して下さい。
合計額	xx, xxx, xxx 円 (事務比率●%)

※1 必要となるすべての事務費用（補助事業に関する事務を行うために要する費用）について記載してください。

※2 3. (1) に示す上限を超えている場合は、評価点を0点とします。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業者に係る応募書類審査の手順について

1. 評価委員会による審査

学識経験者等及び環境省職員により構成する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る評価委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、評価委員会は、非公開とする。

2. 応募書類の審査方法

(1) 評価委員会委員は、委員毎に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表（別添2）に基づき、以下の採点基準で採点する。

【採点基準】

①審査項目1 (1) から3 (2)

<配点>

	< 5 点 >	< 1 0 点 >	< 1 5 点 >
・ A (良い)	5 点	1 0 点	1 5 点
・ B (やや良い)	4 点	7 点	1 2 点
・ C (普通)	3 点	5 点	8 点
・ D (やや悪い)	2 点	3 点	5 点
・ E (悪い)	0 点	0 点	0 点

②審査項目3 (3)

・ F (該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止策が講じられている)	0 点
・ G (官公庁からは是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止策が講じられていない)	－ 1 0 点
・ H (会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置及び再発防止策が講じられていない)	－ 2 0 点

(2) (1) の委員毎の採点結果を合計した後、出席委員数で除して平均点を求め、その点数が最も高い者を補助事業者として採択する。

(3) 複数の応募者の (2) で算出した平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を採択する。

- ① 「A」 の数が多い者
- ② 「A」 の数が同数の場合は、「B」 の数が多い者
- ③ 「B」 の数も同数の場合は、「C」 の数が多い者
- ④ 「C」 の数も同数の場合は、「D」 の数が多い者
- ⑤ 「D」 の数も同数の場合は、委員の多数決により採択

(別添2)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名

応募者

審査項目	審査基準		配点	得点
1 補助事業の実施				
(1)	補助事業を実施するための具体的な取組が適切であるか。		15 点	点
(2)	間接補助事業の指導監督を実施するための具体的な取組が適切であるか。		10 点	点
2 実施体制と事務費用の適正性				
(1)	審査項目 1 に関する事務を適切に行うために必要かつ適正な体制を整えられているか。また、国により交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分して適正に管理できる体制を整えられるか。		10 点	点
(2)	審査項目 1 を公正かつ透明性を確保して行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。		10 点	点
(3)	審査項目 1 を行うに当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。		10 点	点
(4)	審査項目 1 に関する事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。		10 点	点
(5)①	審査項目 1 に関する事務費の適切な執行のための取組は適正かつ合理的か。	人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制	10 点	点
(5)②		時間外勤務の上限（月・年単位）の考え方と承認に要する体制等	5 点	点
3 法人自体について				
(1)	法人の定款と補助金の目的との整合性		10 点	点
(2)	補助金による事業を通じ公益を達成しようとするということについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。		10 点	点
(3)	平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがあるか。また、是正の指摘に対しどのような措置を講じ、再発防止に向けた措置が講じられているか。		0 点	点
合 計			100 点	点

【採点基準】

①審査項目1(1)から3(2)

②審査項目3(3)

〈配点〉	〈5点〉	〈10点〉	〈15点〉
・A(良い)	5点	10点	15点
・B(やや良い)	4点	8点	12点
・C(普通)	3点	6点	9点
・D(やや悪い)	2点	4点	6点
・E(悪い)	0点	0点	0点

- ・F(該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止措置が講じられている) 0点
- ・G(官公庁からは是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない) -10点
- ・H(会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない) -20点

平成30年度 公募対象事業一覧

(単位: 千円)

No	事業名	平成30年度 予算額(案)	平成29年度 予算額	平成30年度 事務費率(上限)	備考(事業メニューなど)	担当部局	(参考) 平成29年度執行団体
1	賃貸住宅における省CO2促進モデル事業	1,700,000	3,500,000	5.0%		地球環境局	一般社団法人低炭素社会 創出促進協会
2	業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業	5,000,000	5,000,000	3.5%	組替・名称変更あり 「業務用施設等における省CO2促進事業」から名称変更 1. テナントビルの省CO2促進事業 2. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 3. 既存建築物等の省CO2改修支援事業 ① 中小規模老人施設 ② 鉄・軌道関連施設 ③ 地方公共団体所有施設のリース手法を用いた一括省CO2改修(バブルコース) 4. 上下水道システムにおける省CO2化推進事業(H29他事業から統合) 5. 次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業(H29他事業から統合) 6. 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業(H30新規)	地球環境局 自然環境局	一般社団法人静岡県環境 資源協会
3	設備の高効率化改修支援事業	1,200,000	500,000	4.7%	組替あり 「廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業」を一部組替え 1. 設備の高効率化改修による省CO2促進事業 2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業(H29他事業から統合)	地球環境局	一般社団法人温室効果ガス 審査協会
4	水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業	1,000,000	-	4.0%	H30新規事業	地球環境局	
5	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業	6,400,000	6,200,000	3.0%		地球環境局	一般財団法人日本冷媒・環 境保全機構
6	L2-Tech導入実証事業	300,000	500,000	8.3%		地球環境局	公益財団法人北海道環境 財団
7	CO2削減ポテンシャル診断推進事業	1,700,000	1,700,000	6.0%		地球環境局	一般社団法人低炭素エネル ギー技術事業組合
8	先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業	3,580,000	3,540,000	4.6%		地球環境局	一般社団法人温室効果ガス 審査協会
9	地域における地球温暖化防止活動促進事業	250,000	250,000	5.0%		地球環境局	一般社団法人地球温暖化 防止全国ネット
10	省エネ家電等マーケットモデル事業	930,000	1,930,000	7.9%	名称変更 「省エネ家電等COOL CHOICE推進事業」の名称変更	地球環境局	一般財団法人環境イノベ ーション情報機構
11	地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業	400,000	205,000	10.0%	組替 「廃棄物処理施設への先進的設備導入推進等事業」を一部組替	再生循環局	公益財団法人廃棄物・3R研 究財団
12	低炭素型廃棄物処理支援事業	1,900,000	2,000,000	4.4%	1. 事業計画策定支援事業 2. 低炭素型設備当導入支援事業 ① 廃棄物の収集・運搬車の低炭素化事業 ② 廃棄物処理施設の省エネ事業 ③ 廃棄物処理施設の省エネ事業 ④ 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の設置事業(H30新規)	再生循環局	公益財団法人廃棄物・3R研 究財団
13	省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業	1,500,000	1,500,000	4.0%	1. 太陽光パネルリサイクル・リユース設備導入事業(H30新規) 2. 炭素繊維強化プラスチックリサイクル設備導入事業(H30新規) 3. リチウムイオン電池リサイクル設備導入事業(H30新規) 4. プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業	再生循環局	公益財団法人廃棄物・3R研 究財団
14	省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業	1,000,000	1,000,000	8.3%	名称変更 「省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業」から名称変更 1. 浄化槽本体の交換として、大型浄化槽(101人槽以上かつ旧構造基準(プロフを使用するものに限る)の既設合併浄化槽)の導入事業(H30新規) 2. 中型浄化槽(51人槽以上)の省CO2型高度化設備の導入・改修事業(H30改)	再生循環局	一般社団法人全国浄化槽 団体連合会
15	木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業	500,000	500,000	9.0%		自然環境局	公益財団法人イオン環境財 団
16	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	5,400,000	8,000,000	3.0%	1. 再生可能エネルギー発電導入促進事業 2. 再生可能エネルギー熱導入促進事業 3. 離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー導入促進事業 4. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業 5. 民間事業者の再生可能エネルギー発電導入促進事業 6. 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業(H30新規) 7. 蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業(H30新規)	総合環境政策統括官G 地球環境局 水・大気環境局 自然環境局	公益財団法人 日本環境協 会
17	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	3,270,000	3,200,000	4.0%	1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業 2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業 3. 地域におけるLED照明導入促進事業(継続分のみ・H29他事業から統合)	総合環境政策統括官G 地球環境局	一般財団法人環境イノベ ーション情報機構
18	公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業	2,600,000	2,600,000	3.8%		地球環境局	一般社団法人環境技術普 及促進協会
19	廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業	1,700,000	1,700,000	4.5%		地球環境局	一般社団法人温室効果ガス 審査協会
20	木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業	2,000,000	2,000,000	4.5%		地球環境局	公益財団法人北海道環境 財団
21	地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業	841,716	841,716	10.0%	1. 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業 2. 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業	地球環境局	一般財団法人環境イノベ ーション情報機構
22	公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業	1,200,000	2,300,000	5.0%	組替 自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業は廃止、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業は、「物流分野におけるCO2削減対策促進事業」へ組替 1. 低炭素化に向けたLRT・BRT導入利用促進事業 2. 鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業 3. 公共交通機関と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業	地球環境局 水・大気環境局	一般社団法人低炭素社会 創出促進協会
23	再生水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業	2,570,000	1,000,000	4.0%	名称変更・組替 「再生水素等を活用した水素社会推進事業」の一部組替え 1. 地域再生水素ステーション導入事業 2. 水素ステーション保守点検支援事業(新規) 3. 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業	水・大気環境局	一般社団法人低炭素社会 創出促進協会
24	先進環境対応トラック・バス導入加速事業	1,000,000	1,000,000	5.0%		水・大気環境局	公益財団法人日本自動車 輸送技術協会
25	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	2,965,000	2,965,000	4.0%		水・大気環境局	一般財団法人環境優良車 普及機構
26	環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (環境配慮型融資促進利子補給事業)	601,000	830,000	4.0%		総合環境政策統括官G	公益財団法人日本環境協 会
27	環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (環境リスク調査融資促進利子補給事業)	972,000	1,240,000	3.1%		総合環境政策統括官G	一般社団法人環境パート ナーシップ会議
28	エコリース促進事業	1,900,000	1,900,000	3.7%		総合環境政策統括官G	一般社団法人ESCO・エネル ギーマネジメント推進協議会

平成30年度 公募対象事業一覧

(単位:千円)

No	事業名	平成30年度 予算額(案)	平成29年度 予算額	平成30年度 事務費率(上限)	備考(事業メニューなど)	担当部局	(参考) 平成29年度執行団体
29	物流分野におけるCO2削減対策促進事業	1,515,000	3,700,000	4.0%	組替 モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業補助金を組み入れ、 宅配システムの省CO2化促進事業は廃止 1. トラック輸送高効率化支援事業(新規) 2. モーダルシフト促進支援事業 3. 高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業 4. IoTを活用した物流低炭素化促進事業(一部新規) 5. 既存の旅客交通システムを活用した省CO2輸送システムモデル事業(一部新規)	地球環境局	一般財団法人環境優良率 普及機構
30	二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業(うちH30-H32事業分)	2,185,000	-	4.8%	H30-H32の3カ年事業	地球環境局	公益財団法人地球環境セン ター
31	途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業	1,300,000	1,400,000	5.0%		地球環境局	公益財団法人地球環境セン ター
32	我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業	202,777	-	7.0%	組替 H29直接補助からH30間接補助へ	再生循環局	